

CCN NEWSFLASH

COVID-19とメキシコ法における不可抗力条項の適用性

2020年3月20日

2020年3月11日、世界保健機関（以下「WHO」）は、科学的にCOVID-19として知られるウイルスの蔓延をパンデミックと宣言し、多数の政府が一連の特別措置を講じた結果、人や物の移動に影響を及ぼしています。多くの場合、これらの制限や困難は、契約当事者の契約上の義務の履行および／または遵守の能力を契約違反またはその他の形で複雑にする原因となり得ます。このような場合に、不可抗力条項の出番となるのです。COVID-19のパンデミック宣言は、潜在的な契約違反とその影響に関する問題を引き起こしました。COVID-19のパンデミックは、法的に不可抗力事象または「神の御業」とみなすことができるかという問題を含み、これにより契約義務の履行と違反の結果の負担（例えば、商品の納入遅延に対する従来のペナルティの支払い等）が免除される可能性があります。パンデミックにより、当事者の一方にのみ契約の負担が大きくなった場合、影響を受けた当事者は、契約上のバランスを回復するために、一般条項が根本的に変化したと主張して、契約の修正を求めることができる。これは、「予測不可能性の理論」と呼ばれる法理論である。COVID-19がメキシコの法律上、不可抗力または不可抗力と法的にみなすことができるかという問題に対する答えは、i) 要求される義務の履行が絶対的かつ直接的に不可能な状況であるか、ii) その義務を負う時点で、その状況を予測することが不可能だったか、iii) その損害が明らかに当事者のコントロールを超える事項によって生じたか、によって決まります。上記に基づき、メキシコ法では、COVID-19の影響が契約の履行を複雑にするだけである場合、または違反を防止するために必要な措置がとられていない場合、またはとられていなかった場合には、履行の免除や契約の違反または解除を認めないという予備的結論を得ることが可能です。したがって、COVID-19の結果として生じる条件やリスクの影響を軽減するために、以下の予防策を講じることを推奨します。）2) 不可抗力条項が契約書や各書類に存在しない場合、契約上の義務の履行に重大な影響を与える異常で克服できない事象の発生を、直ちに相手方に書面で通知すること。民事契約に関して不可抗力または予測不可能な抗弁を主張する場合、そのような権利は一定の期間内に行使されなければならないことに留意することが重要です（例えば、メキシコシティでは、異常事態は発生から30日以内に通知または主張されなければなりません）。いずれの場合も、一般的に、契約違反の危険性がある当事者は、相手方当事者に接触し、その問題について話し合い、合意に至る可能性があることをお勧めします。3) すべての企業や当事者は、リスクや潜在的な損失を軽減するための対策を講じ、COVID-19の流行が長引いた場合の対処法について計画を立てるべきである。5) 最後に、企業は、契約上の義務違反がウイルスによって直接引き起こされたことを後で証明することが困難になる場合があるので、できるだけ少なくするよう努める必要がある。したがって、COVID-19の流行による義務違反の正当な言い訳を示すために必要な、影響を受けた地域や国の連邦、州、地方当局からの文書、規制、勧告、決議、出版物など、あらゆる証拠を保存、保管することを勧めた。